

# 保険かわら版

## 診療情報提供料(Ⅲ)の取り扱い

Q1: 診療情報提供料(Ⅰ)と新設の診療情報提供料(Ⅲ)の違いは何か。

A1: 診療情報提供料(Ⅰ)は、他の医療機関での診療の必要を認め患者を紹介した場合に算定し、診療情報提供料(Ⅲ)は、他の医療機関から紹介された患者について紹介元の医療機関からの求めに応じて診療情報を提供した場合に算定する。(下表参照)

Q2: 診療情報提供料(Ⅲ)を算定するにあたり、届出は必要か。

A2: 届出は不要。ただし、算定できるのは敷地内禁煙を実施している医療機関に限られる(敷地内禁煙を実施している旨の院内掲示が必要)。なお、緩和ケア病棟入院料等を算定する

病院については例外あり(敷地内禁煙の取り扱いについては、「新点数運用Q&A2020年4月版」P210参照)。また、妊娠中の患者について月1回算定する場合は、産科若しくは産婦人科を担当する医師又は妊娠中の患者の診療に係る適切な研修を修了した医師を配置することが望ましいとされている。

Q3: かかりつけ医機能を有するA医療機関で継続的な診療を受けている糖尿病の患者について、糖尿病性網膜症の治療にあたりA医療機関からB眼科医療機関に患者の紹介を行った。診療の結果、継続的な糖尿病性網膜症の診療をB医療機関で行うこととなった場合、①A医療機関では紹介にあたり、診療情報提供料(Ⅰ)が算定できるか。②B医療機関においてA医療機関からの照会で診療情報を提供した場合、診療情報提供料(Ⅲ)が算定できるか。

表. 診療情報提供料(Ⅰ)と(Ⅲ)の違い

項目	点数	算定頻度	算定できる場合	対象患者
診療情報提供料(Ⅰ)	250点	月1回(紹介先ごと)	自院から紹介する場合	他の医療機関等での診療等が必要な患者
診療情報提供料(Ⅲ)	150点	3ヵ月に1回(※1)	自院が紹介を受けた場合(紹介元医療機関からの求めに応じて診療状況を示す文書を提供した場合)	ア: かかりつけ医機能を有する医療機関*から紹介された患者
				イ: かかりつけ医機能を有する医療機関*に紹介された患者
				ウ: 妊娠中の患者

※妊娠中の患者であって、産科・産婦人科標榜医療機関から紹介された患者、産科・産婦人科標榜医療機関において他院から紹介された患者について、頻回の情報提供の必要を認めた場合は月1回算定できる。  
\*「かかりつけ医機能を有する医療機関」とは、地域包括診療加算、地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料(在宅療養支援診療所・支援病院に限る)のいずれかを届け出ている医療機関

A3: ①算定できる。

②算定できる。紹介元からの照会があり情報提供を行った場合は、3ヵ月に1回算定できる。ただし、同一月に同一の医療機関に対する診療情報提供料(Ⅰ)を算定している月は算定できない。

Q4: 他の医療機関から紹介された患者について、紹介元の医療機関に対して単に受診した旨を記載した文書を提

供した場合にも算定できるか。

A4: 算定できない。

Q5: 原則初診時は算定できないが、次回自院に受診する日の予約を行った場合に限り算定できるとされている。初診時に(Ⅲ)を算定したが、予約日に患者が受診しなかった場合又は予約日を変更した場合にも算定できるか。

A5: 算定できる。

## 6月25日まで募集中!

### 最高保険額を一部引き上げた「グループ保険」と 利便性のある「保険医年金」

昨年度、協会運営の「グループ保険」は、66歳~70歳の本人及び70歳までの配偶者の最高保険額を1000万円から2000万円に引き上げたことにより、本人については4000万円からの急激な減額に対応し、配偶者についてはより多くの保障が得られるよう制度改善していきま



が1兆2千億円を超える日本有数の私的年金で、昨年度の実質配当率は1.444%(予定利率は1.259%)となりました。コツコツ貯める月払と余裕資金をまとめて貯める一時払があり、現金が必要になった場合には、口数単位で一時金請求できる利便性のある制度です。

加入にあたっては面倒な健康診査は一切必要なく、いつでも保障額の見直しが可能で、剰余金が生じた場合は配当金として掛金の一部をお返ししているのも魅力の一つです。一方、保険医年金は、積立金総額

グループ保険、保険医年金ともに6/25が締切です。協会に登録された生保会社の職員がまずは電話や郵送にてご案内致しますので、是非ご検討頂きますようお願いいたします。

## 経営 電話相談

県保険医協会の「税務・経営電話相談」は、顧問税理士の土屋信行氏により、次の通り実施しています。  
◆平日の受付時間  
10:00~12:00、13:00~16:00  
◆受付電話 0269-33-3265  
(しらかば会計事務所)  
なお、土屋税理士(写真)が不在の場合は会員である旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士の方から連絡を致します。



## 理事会便り

### 4/21 理事会の決定事項等

長野、松本、佐久の3地区と各理事宅を結ぶWeb会議にて開催。19:30~21:00出席役員:宮沢会長、林(春)、市川、奥山、林(賢)、布山、米田、池上、伊佐津、三田、八重樫、雨宮各理事、宮沢事務局長、議長:市川理事

#### ■報告・承認事項

1. 役員体制と新年度理事会運営...新役員紹介◇理事会の定例日は第4火曜日とすることを確認し、当面は自宅からのWeb会議参加とする方式でシステムを検討する。◇副会長互選は自

薦、他薦含めて5月度理事会にて行うこととした。  
2. 前回議事要録の確認...3月度の議事要録を確認した。  
3. 第41回定期総会報告...記念行事、懇親会を中止し総会のみを開催したが、参加者と議事内容の要旨について報告されたため、今後の理事会等で協議を重ねる。  
4. 会務・会計報告...3月度は入会5名、退会2名で4月1日会員数は1351名。◇春の共済普及・組織拡大対策...開業医共済休業保障の年間募集計画を確認した。共済普及については、募集各社が営業活動を原則中止していることも含め、訪問活動は原則行わず、要望に応じて事務局が対応することとした。◇保団連専門部員等の推薦...出席実績のある部員、小委員を引き続き推薦することとした。◇北信越ブロック会議...今年度の実施は延期又は中止の方向であることが報告された。

### 保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分(開設管理者の交代や遡及、移動等を除く)を紹介している。4/1~4/30間は、医科3件、歯科1件。(氏名敬称略)

#### ■協議事項

1. 医療運動...医療情勢並びに当面の医療運動課題として、新型コロナウイルス感染症の情勢を中心に報告。協会実施のアンケート及びマスク販売等の活動を報告。引き続きマスクの斡旋を行う。現在、役員が医療機関を抱えている課題について協議、共有した。◇保団連が5月上旬までの期間で行う新型コロナウイルス感染症の影響に関する全国アンケート調査に協力することを了承したが、質問項目について一部修正、追加を求めることとした。  
2. 2020年度活動計画の具体化...当面の主な行事等の企画(案)を文書報告。  
3. 開業医共済休業保障制度の制度改定の協議状況について報告。

## 活動日誌

- 4/2 北信越ブロック事務局長会議、社保小委員会(Tel会議)
- 4/3 福祉医療給付制度の改善をすすめる会
- 4/7-12 医科『新点数運用Q&A』編集作業(リモートワーク)
- 4/14 協会歯科部会
- 4/18 保団連歯科理事会議、保団連医科新点数検討会
- 4/21 協会理事会
- 5/7 「保険で良い歯科医療を」全国連絡会(Tel会議)

#### 長野県保険医協会の会員数

1352名(医科756名、歯科596名)  
5月1日現在

医療機関名称	診療科名	郵便番号	医療機関所在地	電話	開設者・管理者	従事	病床	指定日
皮フ科わくいクリニック	皮 アレ	392-0012	諏訪市四賀飯島2258-7ハッピービル1階	0266-75-2231	涌井 史典	常勤1	無	2020/05/01
すがわら小児クリニック	小	391-0001	茅野市ちの257-3	0266-75-0033	菅原 秀典	常勤1	無	2020/05/01
福嶋メンタルクリニック戸倉	心内 神内 精	389-0804	千曲市戸倉芝宮2121-1	026-214-8212	福嶋 敏信	常勤1	無	2020/05/01
みらい歯科クリニック	歯 小歯 矯正	339-4511	上伊那郡南箕輪村8306-1989	0265-98-0814	新村 弘子	常勤1	無	2020/05/01

※1 診療科名は略記。 ※2 開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。 ※3 従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。 ※4 指定期間は指定日より6年。